

## ～船員組合員のみなさまへ～

# 令和6年4月分から 短期給付及び福祉事業の掛金率が変わります

(単位：千分率)

区分	現行	令和6年4月～	現行との差
短期給付	42.23 (44.08)*	46.28 (47.98)*	4.05 (3.90)*
福祉事業	1.28	1.38	0.10
合計	43.51 (45.36)*	47.66 (49.36)*	4.15 (4.00)*

\* ( )内は一般組合員に係る掛金率です。

- 当組合では、減少傾向にあった組合員数が増加に転じたこと等を背景に、令和4年度からは、暫定的に短期給付の掛金率を千分の4引き下げていました。
- しかしながら、今後当組合の短期経理財政は厳しい運営が予想され、令和8年度には短期積立金が枯渇することも見込まれています。このため、暫定的な引下げを終了し、短期給付の掛金率を復元することとしました。
- あわせて、福祉事業の掛金率も、健康増進等のために必要な事業費を確保する観点から、令和6年度から引き上げることとしました。その財源は、上記の復元の財源の一部を活用することとしています。
- また、船員保険法が適用される組合員（以下「船員組合員」といいます。）の短期給付に係る掛金率については、道府県（船舶所有者）の負担金の割合が高く設定されることにより、軽減される仕組みとなっています。船員組合員に係る道府県（船舶所有者）の負担金の割合は、「一般組合員の財源率」に、船員保険法の規定による財源率のうち「船舶所有者の負担割合」と同一の割合を乗じて算定することとされています。
- 詳細は、裏面をご覧ください。

## ■掛金額への影響

平均的な組合員の場合

(標準報酬の月額が44万円、標準期末手当等の額が年額160万円)

- 標準報酬の月額に基づき算定される掛金は、月額1,826円増加
- 標準期末手当等の額に基づき算定される掛金は、年額6,640円増加
- 以上により、年額で28,552円の増加



ぜひ、一度使ってみませんか？  
マイナンバーカードの保険証利用



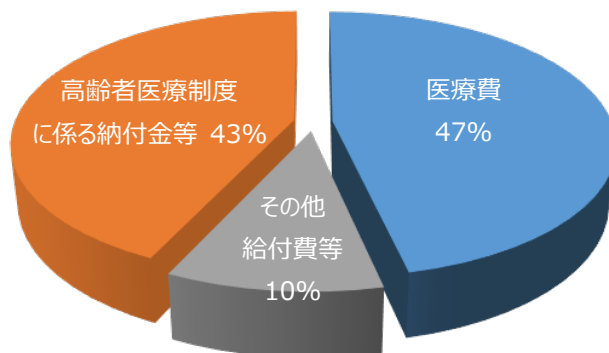
## 短期経理財政の今後の見通しについて

当組合の短期経理における支出は、約 47% が組合員及び被扶養者に係る医療費、約 43% が高齢者医療制度に係る納付金等です。

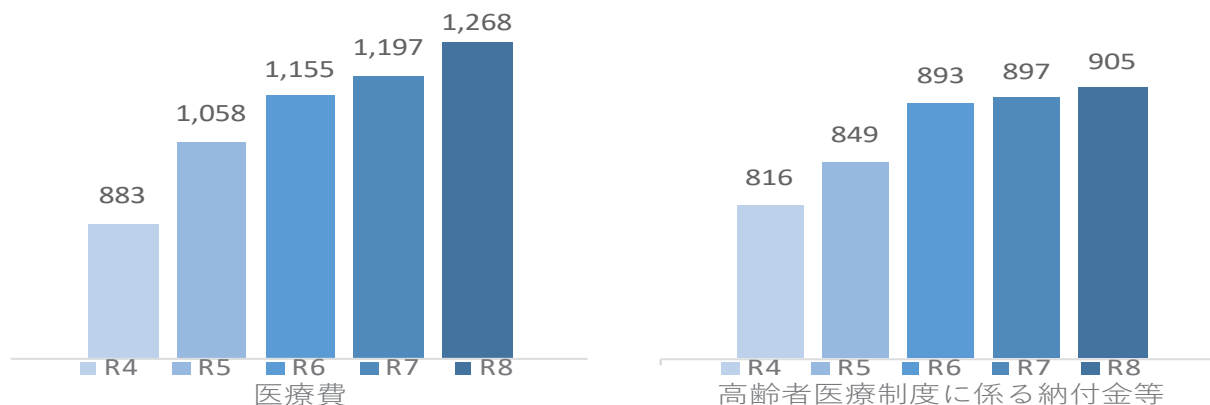
今後は、医療の高度化や定年年齢の引上げによる組合員の増加等により、更なる医療費の増加が見込まれます。また、団塊の世代が後期高齢者に移行することに伴い、後期高齢者支援金について、引き続き増加が見込まれます。

このため、令和 8 年度には、短期積立金が枯渇することも見込まれています。

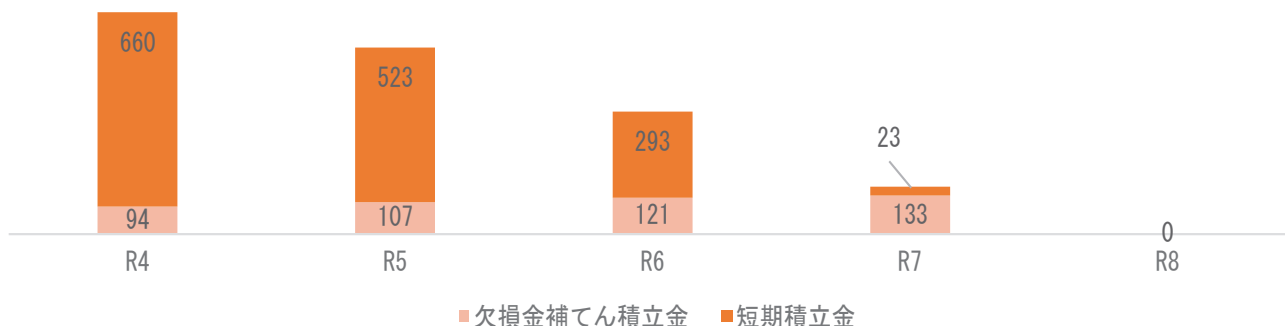
■ 令和 4 年度短期経理の支出割合  
(支出総額1,897億円)



■ 医療費及び高齢者医療制度に係る納付金等の推計 (単位：億円)



■ 短期積立金等の推計 (単位：億円)



## 健康増進及び疾病予防に係る福祉事業のさらなる充実について

当組合は、人間ドック、特定健康診査・特定保健指導、データヘルス事業等の事業の充実に向けて、重点的に取り組んでまいりました。

今後とも、組合員・被扶養者の健康水準の向上を図ることは、当組合の重要な使命です。また、短期経理財政の安定化に向けた医療費増嵩対策としても重要です。

このため、必要な財源を確保しつつ、各種事業の量的・質的な充実を図ってまいります。